

【その他】

- ・移送
- ・要介護者への食事の提供(配食)
- ・その他の福祉サービス又は保健医療サービス

24 介護未経験者確保等助成金

介護未経験者確保等助成金は、介護関係業務の未経験者を、雇用保険一般被保険者（短時間労働者を除く。）として雇い入れ（平成20年12月1日以降の雇い入れが対象。）、6ヶ月間定着させた場合に、対象労働者1人当たり6ヶ月で25万円（介護参入特定労働者（※）の場合は50万円）を助成する制度です。1年間（助成対象期間）定着させた場合には、50万円（（※）の場合100万円）まで受給できます。

※介護参入特定労働者…雇い入れ日時点で25歳以上40歳未満の者であって、雇い入れ日の前日から起算して過去1年間に雇用保険被保険者でなかった者をいいます。

受給できる事業主

受給できる事業主は次の(1)から(13)までのいずれにも該当する事業主です。

- (1) 雇用保険の適用事業主であること。
- (2) 介護関連事業主のうち、P113別表(※1)の介護サービスの提供を業として行う事業主であること(他の事業と兼業していても差し支えない。)
- (3) 対象労働者を、雇用保険一般被保険者(週の所定労働時間が30時間未満である者(以下「短時間労働者」という。))を除く。)として介護サービスの提供に従事させるために雇い入れ、かつ、当該対象労働者を助成金の支給終了後も引き続き相当期間雇用することが確実であると認められる事業主であること。
- (4) 介護労働者の雇用管理に取り組むとともに、当該労働者からの相談に応じる「介護労働者雇用管理責任者」を選任し、かつ、その選任した者の氏名の周知を事業所内に掲示等することにより行なっている事業主であること。
- (5) 対象労働者の雇い入れ日の前日から6か月前の日から起算して、支給申請を行う日までの間(以下「基準期間」という。)において、解雇等事業主都合による離職者を生じさせていない事業主であること。
- (6) 基準期間に特定受給資格者(倒産・解雇等により再就職の準備をする余裕がなく離職を余儀なくされた受給資格者をいう。)として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行っていると思われる事業主であること。
- (7) 過去に本助成金の支給を受けた場合は、最後の支給決定日の翌日から起算して1年を経過した後、新たに対象労働者を雇い入れた事業主であること。
- (8) 労働者の離職、雇い入れ、賃金の支払い等の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。
- (9) 助成対象期間における対象労働者に対する賃金を、支給申請を行うまでに支払い終えている事業主であること。
- (10) 労働保険料を過去2年間を超えて滞納していない事業主であること。
- (11) 過去3年間に助成金の不正受給を行っていない事業主であること。
- (12) 労働関係法令に違反していることにより助成金を支給することが適切でないと認められる事業主ではないこと。

と。

(13) 労働局が立ち入って行う実地調査に協力する事業主であること。

(ご注意)

- 次のいずれかに該当する場合には、この助成金は支給されません。
 - 過去1年間に雇用していた者を対象労働者として雇い入れた場合。
 - 資本的、経済的、組織的に密接な関連性のある事業主との間で対象労働者を雇い入れた場合。
 - 対象労働者の雇い入れ日の前日から起算して3年前の日から雇い入れまでに、当該事業主が行った職場適応訓練を受けた者を対象労働者として雇い入れた場合。
 - 職業紹介又は労働者の募集時点と異なる条件で対象労働者を雇い入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについて申し出があった場合。
- 同一事由により、国又は地方公共団体等が支給する助成金などの支給を受けた場合には、その事由によっては、本助成金は支給されません。

支給の対象となる労働者の要件

介護労働者としての経験がない者を、雇用保険一般被保険者(短時間労働者を除く。)として雇い入れた場合に対象となります。「介護労働者としての経験がない」とは、雇用契約のもとに介護関係業務に従事した経験がないことをいいます。

※ ただし、満65歳以上の者及び新規卒卒者(雇い入れ日が最終学歴の大学、短大、専門学校、養成施設等を卒業した年月日の属する月の翌月から12ヶ月以内の者)を除きます。

<支給の対象となる労働者数>

申請事業主(企業単位)の雇用する雇用保険被保険者数の総数に応じて、支給の対象となる労働者数を下表のとおりとします(上限20人)。ただし、2人目以降の雇い入れについては、最初に雇い入れた対象労働者の第1期支給対象期が満了するまで(6ヶ月間)に雇い入れた場合に対象となります。

※ 介護事業と兼業して他の事業を行う事業主の場合は、介護事業を行う事業所において雇用されている被保険者の総数で見ます。

雇用保険被保険者数	対象労働者数
200人未満	3人まで
200人以上～300人未満	6人まで
300人以上～400人未満	9人まで
400人以上～500人未満	12人まで
500人以上～600人未満	15人まで
600人以上～700人未満	18人まで
700人以上	20人まで

支給できる額

対象労働者1人につき6ヶ月間の支給対象期ごとに25万円(1年間で50万円)が支給されます。

ただし、対象となる介護関係業務の未経験者が次のいずれにも該当する者(「介護参入特定労働者」といいます。)

である場合は、1人につき6ヶ月間の支給対象期ごとに50万円（1年間で100万円）が支給されます。

- ・ 雇い入れ日において25歳以上40歳未満の者
- ・ 雇い入れ日の前日から起算して1年前の日までの間に、雇用保険被保険者（短期特例被保険者及び日雇被保険者を除く。）でなかった者

助成対象期間は、対象労働者の雇い入れ日から起算して1年間です。助成対象期間の最初の6か月を支給対象期の第1期、第1期の直後の6か月を支給対象期の第2期といい、支給は第1期・第2期に分けて行います。

受給のための手続

雇い入れた対象労働者に係る支給対象期が経過するごとに、介護未経験者確保等助成金支給申請書等に記入し、必要な書類を添えて、支給対象期の末日の翌日から起算して1か月以内に、事業主の主たる事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に提出して下さい。

詳細については、都道府県労働局へお問い合わせ下さい。

25 介護労働者設備等整備モデル奨励金

介護労働者設備等整備モデル奨励金は、介護労働者の身体的負担軽減や腰痛を予防するため、事業主が介護福祉機器（移動用リフト等）について、導入・運用計画を提出し、厚生労働省の認定を受けて導入した場合に、計画期間内に導入した介護福祉機器に係る所要経費の1/2（上限250万円）を助成します。

受給できる事業主

受給できる事業主は次の(1)～(13)のいずれにも該当する事業主です。

- (1) 雇用保険の適用事業主であること。
- (2) 介護関連事業主のうち、P113別表(※1)の介護サービスの提供を業として行う事業主であること(他の事業と兼業していても差し支えない)。
- (3) 都道府県労働局長から導入・運用計画の認定を受けた事業主であること。
- (4) 認定計画に基づき、計画期間内に介護福祉機器(以下「機器」という。)の導入を行うほか、導入機器の使用を徹底するための研修、腰痛予防の講習、導入機器のメンテナンス、導入効果の把握等に取り組む事業主であること。
- (5) 介護労働者の雇用管理に取り組むとともに、当該労働者からの相談に応じる「介護労働者雇用管理責任者」を選任し、かつ、その選任した者の氏名の周知を事業所内に掲示等することにより行なっている事業主であること。
- (6) 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納帳、総勘定元帳等の法定帳簿類等を備え付け、労働局の要請により提出する事業主であること。
- (7) 都道府県労働局が行う審査及び現地確認に協力する事業主であること。
- (8) 導入・運用計画の提出日の6ヶ月前の日から支給申請書の提出日までの期間(以下「基準期間」という。)において、解雇等事業主都合による離職者を生じさせていない事業主であること。
- (9) 基準期間に特定受給資格者(倒産・解雇等により再就職の準備をする余裕がなく離職を余儀なくされた受給資格者をいう。)として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行っていると思われる事業主であること。